

# 第3回上越市子ども・子育て支援総合計画策定委員会

## 次 第

〔と き 令和元年11月7日（木）  
午後1時30分から  
ところ 上越文化会館 大会議室〕

### 1 開 会

### 2 健康福祉部長あいさつ

### 3 委員長あいさつ

### 4 議 題

#### (1) 上越市子ども・子育て支援総合計画の素案について

・資料1、別冊

#### (2) 子どもの貧困対策の推進について

・資料2

#### (3) その他

### 5 閉 会

#### 【配布資料】

- 資料1 上越市子ども・子育て支援事業計画における基本施策の考え方
- 資料2 子どもの貧困対策の推進
- 別冊 上越市子ども・子育て支援総合計画素案

# 上越市子ども・子育て支援総合計画における基本施策の考え方

## 基本施策の考え方

・子ども・子育て支援総合計画の基本理念「みんなで育む子どもの笑顔・輝く未来」の実現に向けて4つの目標を設定しました。基本目標の考え方を整理し、14の基本施策を設定しました。

### ■ 基本目標 1

区分		基本施策
基本目標	子どもが自分らしく、すこやかに成長することができる環境の整備	
目標の考え方	<p>子どもは、年齢に応じた社会性を身につけ、他者を思いやる心を持ち、自信と希望をもって生活することが大切です。</p> <p>市は、①子どもが自分らしく生きていくために、子どもの権利学習や普及・啓発活動を推進するとともに、②家庭環境を問わず、すべての子どもがのびのびと過ごせる居場所づくり、義務教育を終了した子どもへの自立支援を行います。</p> <p>また、③乳幼児の発達、障害のある子どもへの支援や養育支援の充実を図ります。</p>	<p>①子どもの権利の普及・啓発</p> <p>②子どもの居場所づくり</p> <p>③障害などの理由により特別な配慮が必要な子どもへの支援の充実</p>

### ■ 基本目標 2

区分		基本施策
基本目標	安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てができる社会の構築	
目標の考え方	<p>保護者は、子育てを通して子どもの成長への喜びや生きがいを感じるとともに、責任を認識し、役割を果たしながら、家族で協力して子どもを育てていくことが大切です。</p> <p>市は、子どもを安心して産み育てられるように、①各種手当の支給や医療費の助成など経済的負担の軽減及び②子育て支援体制の充実を図るとともに、③安全で快適な保育環境の充実と④多様な保育サービスの提供し、子育て家庭の育児と仕事の両立を支援します。</p> <p>また、⑤母子保健事業の充実を図り、喜びと生きがいをもって子育てができる環境を整えます。</p>	<p>①子育て家庭への経済的負担の軽減</p> <p>②子育て支援体制の充実</p> <p>③保育環境の充実</p> <p>④多様な保育サービスの提供</p> <p>⑤母子保健の充実</p>

### ■ 基本目標 3

区分		基本施策
基本目標	地域や学校等で子どもの成長を見守る体制の強化	
目標の考え方	<p>少子化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化などにより、子育てへの不安や負担、孤立感を抱える保護者が増加傾向にあることから、①、②家庭・地域・学校等が協力して子どもを育む体制を強化する必要があります。</p> <p>地域や学校等が協力して子どもの成長を見守り、子育て家庭を支えとともに、地域の中で、子どもがのびのびと笑顔で過ごせる環境を整えます。</p>	<p>①学校教育環境の充実</p> <p>②地域ぐるみの子どもの健全育成の推進</p>

### ■ 基本目標 4

区分		基本施策
基本目標	社会全体で子どもと子育て家庭を支える体制の強化	
目標の考え方	<p>いじめ認知件数や虐待通報件数が年々増加していることから、①、②子どもの成長過程や複合的な課題を抱える子育て家庭の状況に応じた相談支援体制の充実や関係機関の連携により、いじめや虐待の未然防止に向けた取組を推進します。</p> <p>また、③男女を問わず仕事と生活のバランスがとれた働き方や自ら望むライフスタイルを実現することができる環境を整えます。</p> <p>④経済的・家庭的に困難な状況にある子どもや保護者が適切な支援を受けることができるよう、切れ目のない支援の継続と社会全体で子どもと子育て家庭を支えていく体制を強化します。</p>	<p>①子どもの権利侵害の予防と早期救済</p> <p>②相談支援体制の充実</p> <p>③男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <p>④子どもの貧困対策の推進</p>

## 基本施策の体系



# 子どもの貧困対策の推進

## 背景と趣旨

子どもの貧困対策については、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年9月に同法の改正法が施行されたことによって、市町村は子どもの貧困対策を推進する計画の策定の努力義務を規定するとともに、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記されました。

当市では、法に規定する子どもの貧困対策についての計画を、子ども・子育て支援総合計画の中で定めることとします。

## アンケート調査結果の考察

子どもの生活実態に関するアンケート調査では、回答者の11.9%が、世帯収入が一定基準を下回る困窮層と区分され、一般層と比べ、暮らしの状況について「苦しい」と考えている比率が高い結果となりました。

また、経済的な問題のみならず、以下のような様々な課題があげられていることから、一人一人の状況に応じた適切な支援をしていくための体制、環境づくりが重要となります。

### □経済状況について

- ・困窮層の世帯は一般層の世帯に比べ、「食料」や「光熱水費」などの支払いができなかった経験や「塾・習い事に通わせる」、「大学以上の教育を受けさせる」ことを経済的に難しいと考えている比率が高い。

### □保護者の就労状況について

- ・困窮層の世帯では一般層の世帯に比べて正社員の比率が低く、パート等の比率が高い。
- ・母子世帯の貧困率は59.7%、半数以上が派遣・契約社員、パート・アルバイト等の非正規雇用であり、収入においては300万円未満が全体の66.6%となっている。

### □居場所等の状況について

- ・子どもの放課後等の居場所については、収入区分に関わらず「自宅」で過ごす子どもの割合が高い。
- ・困窮層の世帯の子どもは、一般層の世帯の子どもに比べ、「朝食や夕食の孤食率」が高く、1日の「電子機器を使ったゲームやインターネット」の使用時間が長い傾向にあり、地域行事への参加や習い事等の経験が少ない傾向にある。
- ・困窮層の世帯では、悩みや心配なことがあっても、「相談する相手がない」とする回答が一般層の世帯より多い。

### □子ども自身について

- ・1日の勉強時間と遊ぶ時間を決めている子どもは、決めていない子どもよりも授業の理解度が高い傾向にある。また、学習塾やスポーツの習い事をしている子どもは、していない子どもに比べて授業の理解度が高い傾向にある。
- ・子ども自身の「将来の希望や夢、目標」などの考え方において、一般層の世帯と困窮層の世帯に大きな相違は認められず、置かれている環境に違いはあっても、自分の将来に希望をもち、実現に向かって頑張ろうとする考えを持っている。

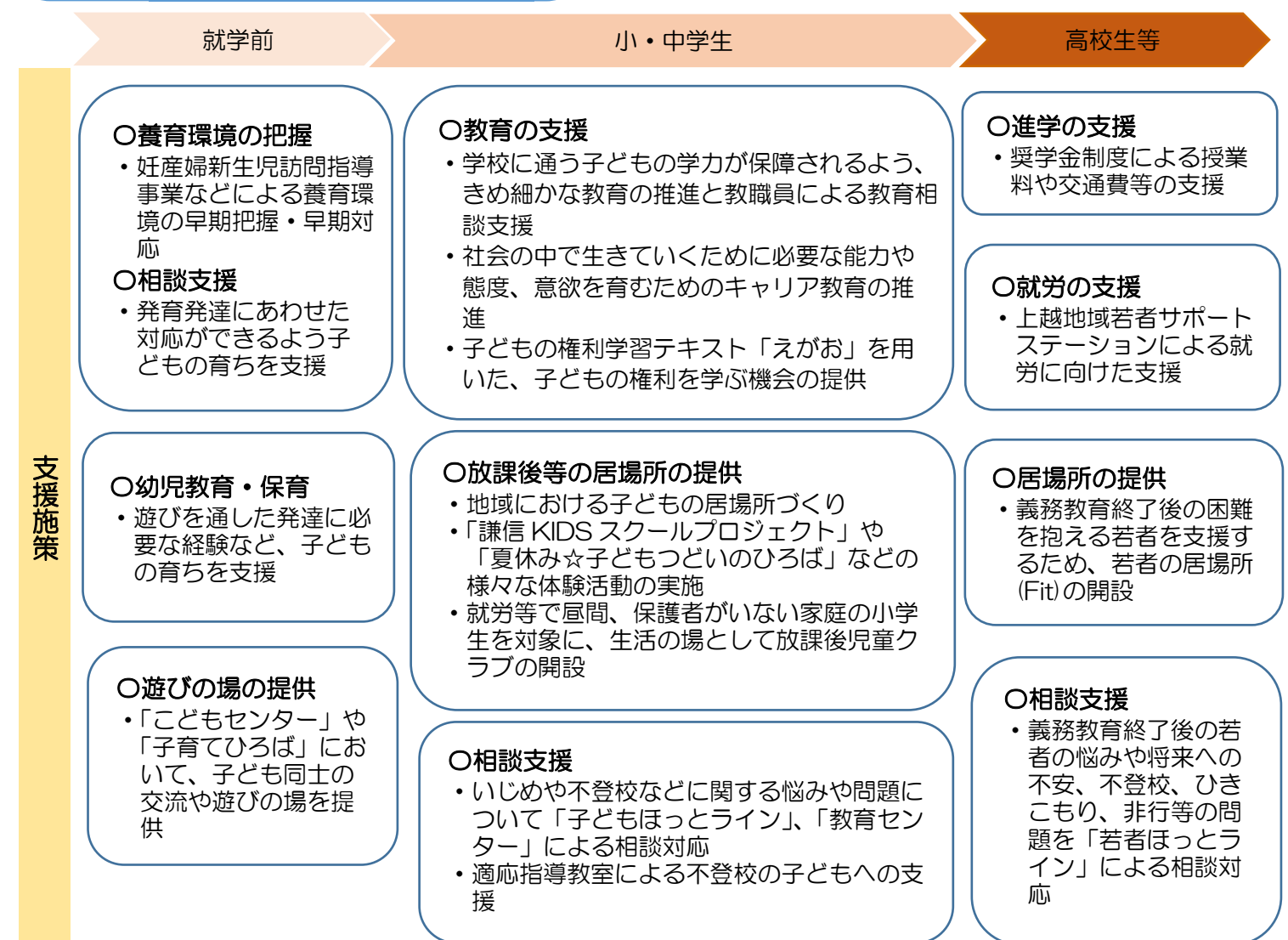
## 施策の方向性

当市において、子どもの貧困とは、単に家庭の経済的困窮のみを捉えるのではなく、家庭の課題や困り事の現れであるとの認識の下で、生活困窮世帯（生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯を含む）などへの経済的支援はもとより、問題を抱える子育て中の家庭に対する相談支援等、様々な施策を実施してきました。

これまで実施してきた子ども・子育て支援にかかる各種施策については、「貧困対策」として位置付けた取組ではないものの、結果として「貧困対策」としての効果に繋がっています。

これらの各種施策を基本とし、さらに「子どもの生活実態に関するアンケート調査結果」も踏まえたうえで、保護者への経済的支援や子育て支援の充実を図るほか、学校や家庭、地域等と連携して、子どもの自立に向けた支援を行うとともに、これからの未来を生きていくための力を育てます。

## ライフステージに応じた子どもへの主な支援



## 子育て家庭への主な支援

- 家庭の状況に応じた各種手当や医療、教育・保育等にかかる費用に対する助成や減免等の経済的支援を行い、安定した生活基盤の確保を図ります。
- 安心して就労できるよう、保育の受け皿を整えるほか、保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応するため、24時間受入可能なファミリーヘルプ保育園の運営、病児・病後児保育、放課後児童クラブなど多様な保育サービスを提供します。
- 子育て支援の充実やワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、出産後も女性が安心して働ける環境づくりを推進します。
- 虐待など家庭における深刻な課題の解決に向け、関係機関等と連携しながら、複雑・多様化する相談への対応に取り組みます。

## 経済的・家庭的に困難な状況にある子どもやその保護者を適切な支援につなぐ体制づくり

- 地域や教育機関、行政が連携を図りながら地域で子どもを見守る仕組みづくりを進め、支援を必要とする子どもや保護者を早期に発見するとともに、必要な支援へつなげます。

上越市  
子ども・子育て  
支援総合計画  
〈上越市版エンゼルプラン〉  
(素案)

令和2年度 ▶ 令和6年度

令和2年3月



## 目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の法的根拠と位置付け	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	5
1 統計等からみる上越市の現状	6
2 「子ども・子育て支援事業計画」並びに「第2期子どもの権利基本計画」の計画期間における取組と成果	18
第3章 計画の基本的な考え方	22
1 計画の基本理念	23
2 計画の基本目標	25
3 施策の体系	26
4 計画における実施主体とその主な役割	27
第4章 施策の展開	29
基本目標1 子どもが自分らしく、すこやかに成長することができる環境の整備	
基本施策1-1 子どもの権利の普及・啓発	
基本施策1-2 子どもの居場所づくり	
基本施策1-3 障害などの理由により特別な配慮が必要な子どもへの支援の充実	
基本目標2 安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てができる社会の構築	
基本施策2-1 子育て家庭への経済的負担の軽減	
基本施策2-2 子育て支援体制の充実	
基本施策2-3 保育環境の充実	
基本施策2-4 多様な保育サービスの提供	
基本施策2-5 母子保健の充実	
基本目標3 地域や学校等で子どもの成長を見守る体制の強化	
基本施策3-1 学校教育環境の充実	
基本施策3-2 地域ぐるみの子どもの健全育成の推進	
基本目標4 社会全体で子どもと子育て家庭を支える体制の強化	
基本施策4-1 子どもの権利の侵害からの早期救済	
基本施策4-2 相談支援体制の充実	
基本施策4-3 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進	
基本施策4-4 子どもの貧困対策の推進	

第5章 量の見込みと確保方策	30
1 量の見込みと確保方策について	31
2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	32
3 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保方策等	33
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保方策等	44
5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保内容	67
第6章 計画の推進、評価	68
1 計画の推進	69
2 計画の評価	69
資料編	70
1 子どもの生活実態に関するアンケート調査結果の概要	71
2 策定経過	89
3 上越市子ども・子育て支援総合計画策定委員会設置要綱	90
4 上越市子ども・子育て支援総合計画策定委員名簿	92

# 第1章

## 計画の概要

---



---

# 1 計画策定の背景と趣旨

---

急速な少子化が進む我が国においては、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子育てへの不安や負担、孤立感を抱える保護者が増加傾向にあります。また、いじめや虐待など子どもの人権と安全・安心を脅かす様々な事案が発生し、大きな社会問題となっています。

こうした状況のもと、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度として平成27年4月から施行されました。新制度のもとでは、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充及び地域での子ども・子育て支援事業を充実させ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指してきました。

また、子どもの貧困対策については、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年9月に同法の改正法が施行されたことによって、市町村は子どもの貧困対策を推進する計画の策定の努力義務を規定するとともに、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記されました。

このような中、本市では「上越市第6次総合計画」において、まちづくりの目標となる将来都市像に「すこやかなまち～人と地域が輝く上越～」を掲げ、同計画の基本政策の1つとして「子どもが健やかに育ち、安心して産み育てられる環境の充実」を位置付け、子ども・子育て支援法に基づき策定した「子ども・子育て支援事業計画」及び子どもの権利に関する条例に基づき策定した「子どもの権利基本計画」により様々な施策を推進してきました。

これまでの取組とその成果を基盤とし、子ども・子育てに関する取組をより一層推進するため、現行の「子ども・子育て支援事業計画」と「子どもの権利基本計画」を一体化して、関係施策を整理するとともに、市の子育て施策の更なる充実を図るほか、子育て家庭、地域（町内会・学校等）、社会（企業等・行政）の役割を明確にした「上越市子ども・子育て支援総合計画（上越市版エンゼルプラン）」を策定します。

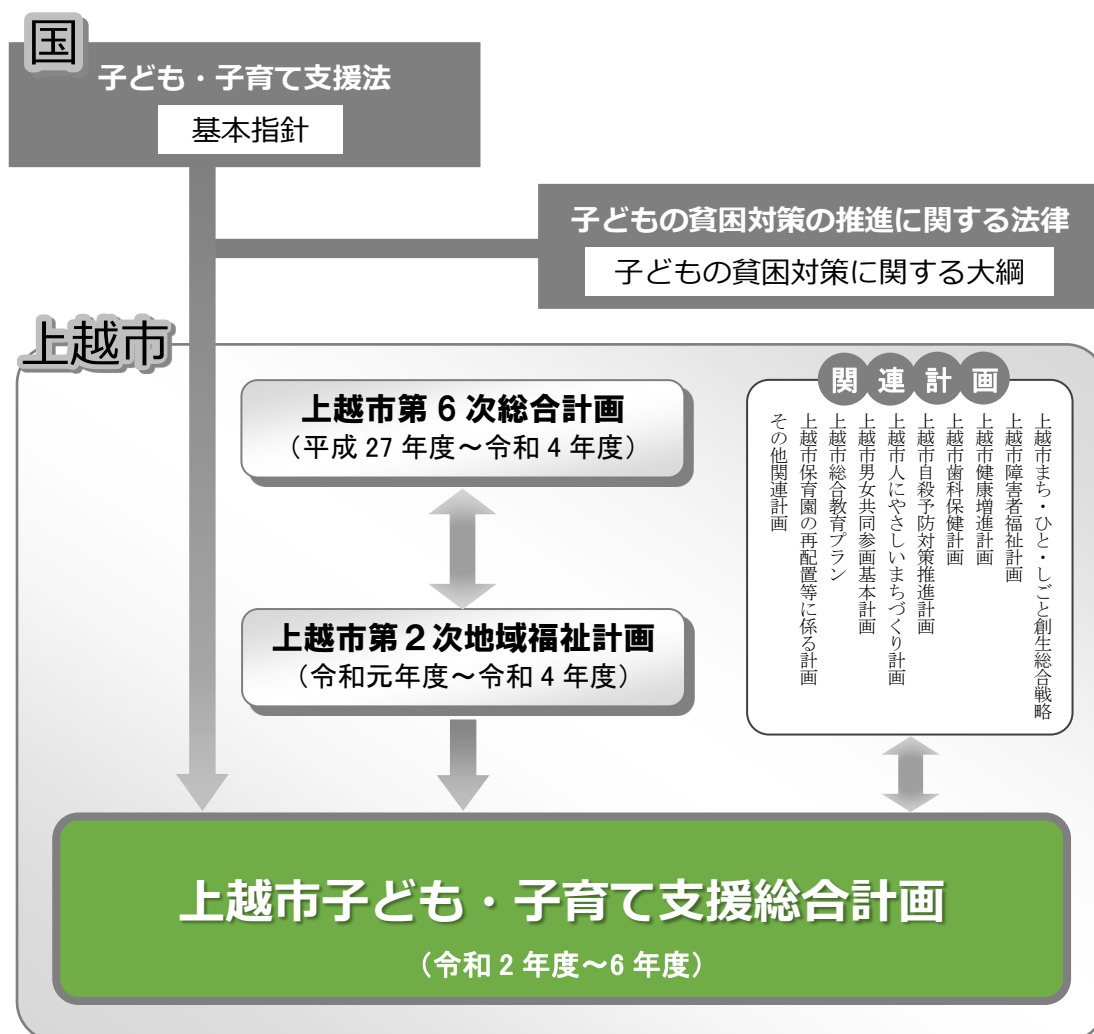
さらに本計画において、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、「子どもの貧困対策」を包含し、市全体で子ども・子育て支援施策を推進していく上での総合的な指針となる計画とします。

## 2 計画の法的根拠と位置付け

本計画は、当市における子ども・子育て支援に係る総合的な計画として策定するものであり、あわせて「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」並びに「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づく「市町村計画」を包含する計画とします。

また、本計画は、「上越市子ども・子育て支援事業計画」及び「子どもの権利基本計画」を継承し、一体化することを基本に、「子どもの居場所づくり」、「子どもの貧困対策の推進」など新たな取組も加えた、子ども・子育て支援の総合計画として策定するものです。

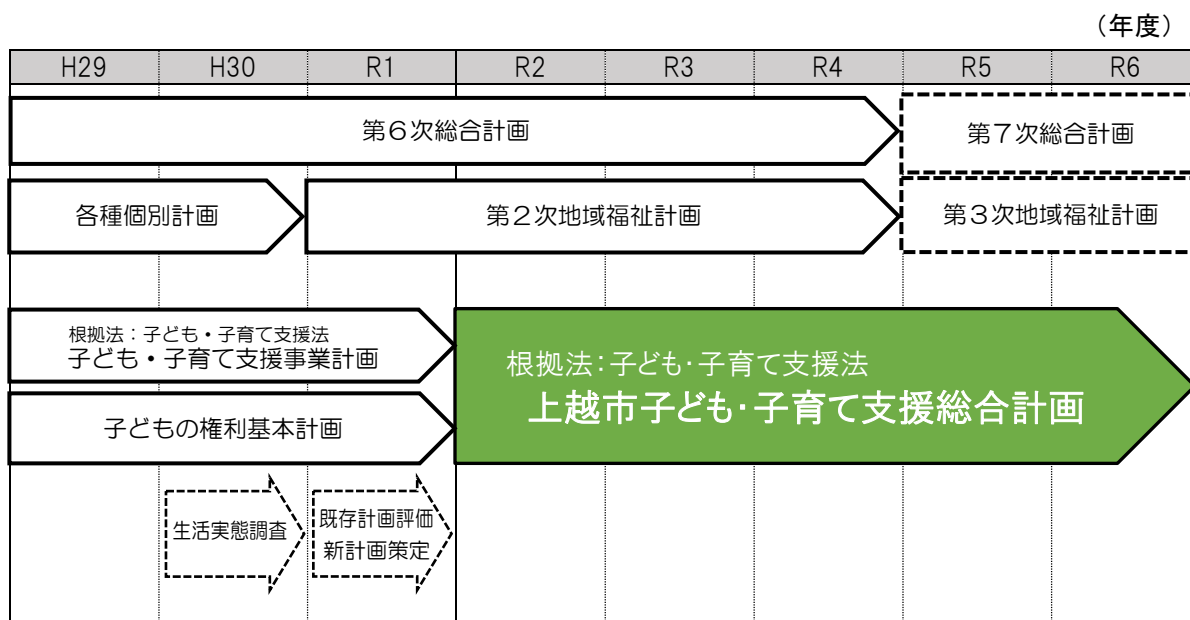
あわせて、当市の最上位計画である「上越市第6次総合計画」と福祉分野の上位計画である「第2次地域福祉計画」並びに関連計画との整合を図るものであります。



### 3 計画の期間

本計画は、5年を1期とし、令和2年度から6年度までを計画期間とします。

「上越市第6次総合計画」、「上越市第2次地域福祉計画」及び関連計画と整合を図るなど、今後、必要に応じて見直しを行います。



### 4 計画の策定体制

(1) 上越市子ども・子育て支援総合計画策定委員会の設置

本計画の策定にあたっては、公募による市民を始め、子ども・子育て支援法第6条第2項に規定する保護者のほか、事業者、労働者、子ども・子育て支援に関する事業の従事者並びに学識経験者からなる「上越市子ども・子育て支援総合計画策定委員会」を設置し、計画の内容などについて協議し策定しました。

(2) 子どもの生活実態に関するアンケート調査

子どものいる世帯の生活実態等を把握するとともに、その結果から家庭や地域が抱えている課題を整理し、今後の支援に向けた施策の方向性等を反映しました。

(アンケート調査結果の概要は「資料編」を参照)

## 第2章

# 子ども・子育てを取り巻く現状

---

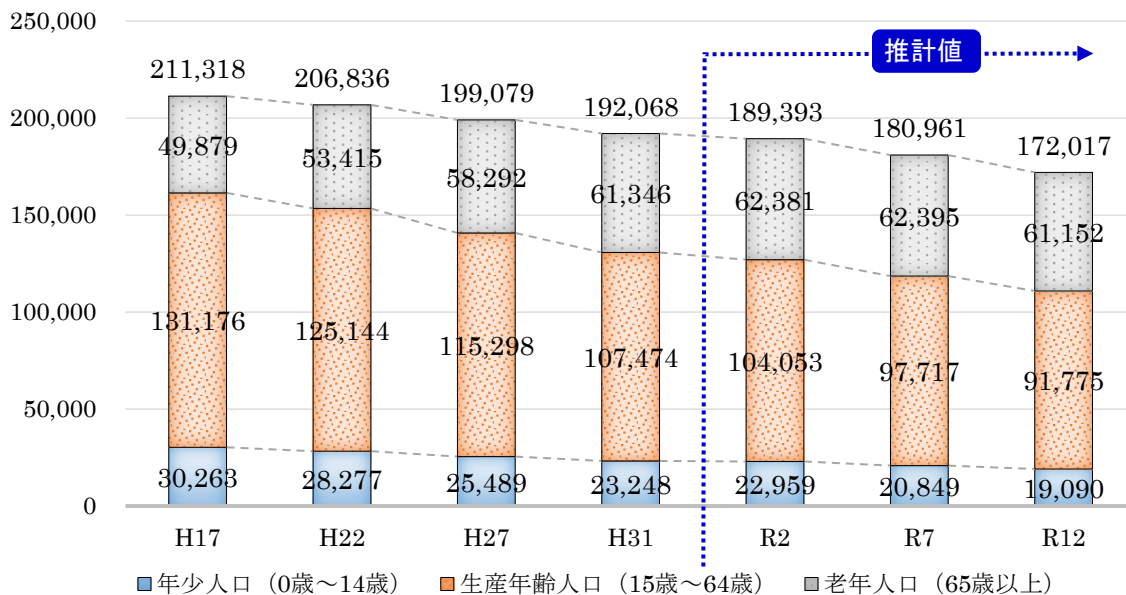
# 1 統計等からみる上越市の現状

## (1) 人口の状況

- 当市の人口は、平成31年4月1日現在で 192,068 人であり、令和12年には 172,017 人まで減少すると推計されます。
- 年少人口は、平成31年4月1日現在 23,248 人で、10年前に比べ 19.0%・5,460 人減少しています。また、乳幼児人口が10年前と比べ 21.1%・2,225 人減少するなど少子化が進行しています。

■年齢3区分別人口の将来推計  
(人)

※各年4月1日現在

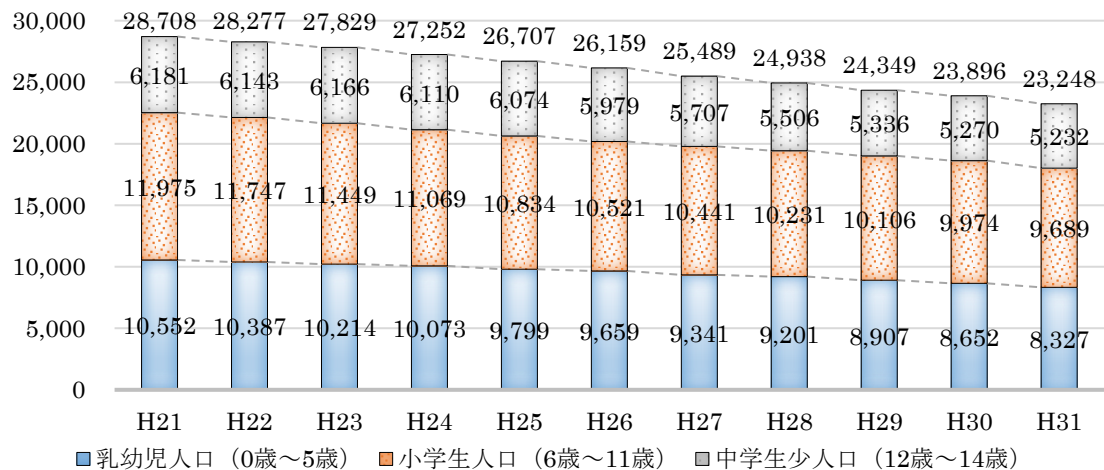


資料：H31 までは上越市市民課「人口統計」

R2 以降は国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

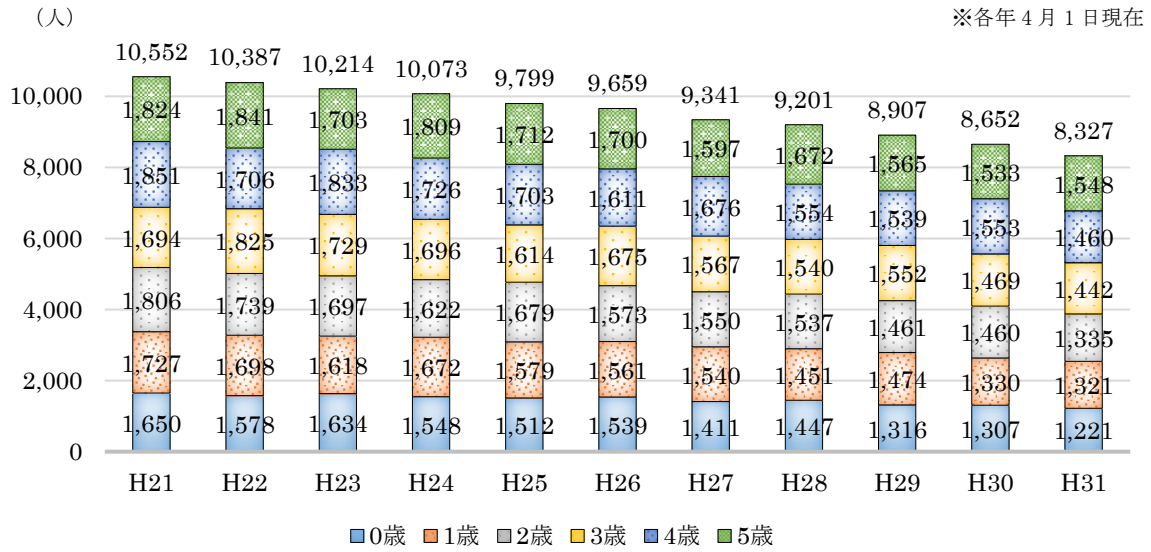
■年少人口の推移  
(人)

※各年4月1日現在



資料：上越市市民課「人口統計」

■乳幼児人口（0歳～5歳）の推移

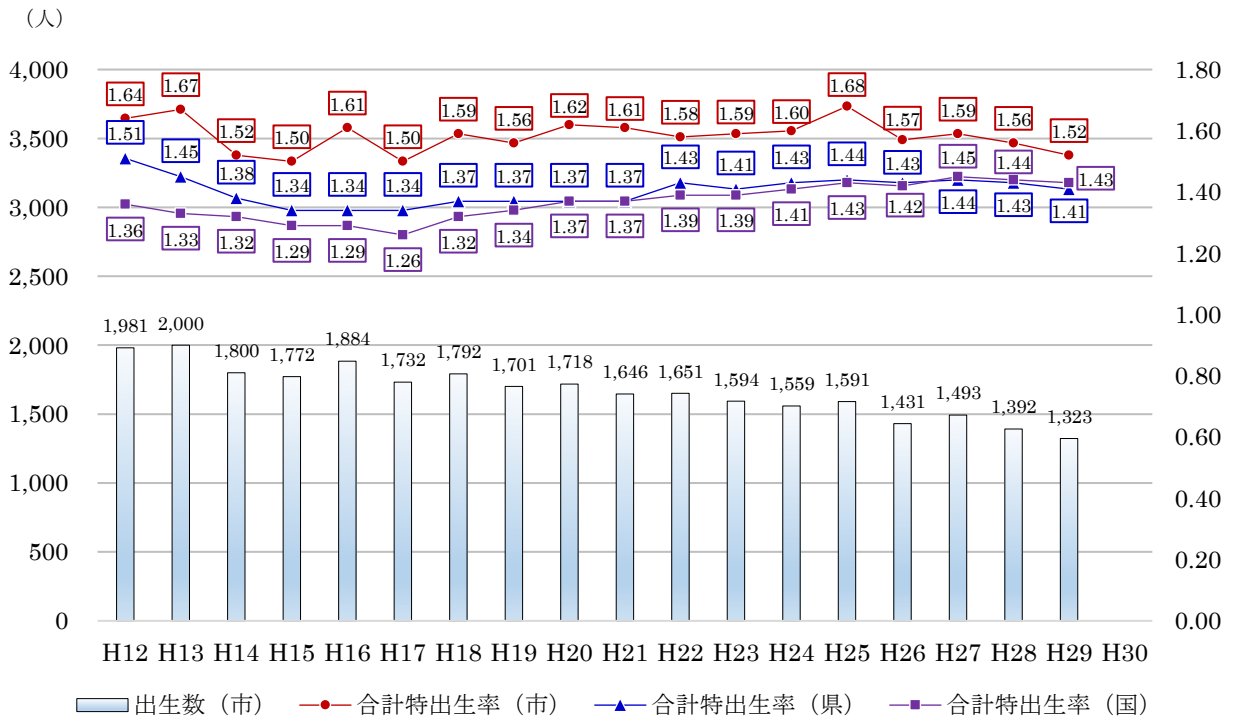


資料：上越市市民課「人口統計」

(2) 出生数と合計特殊出生率の推移

厚生労働省が公表する「平成30年の合計特殊出生率の確定値」の公表されたのちに記載します。(公表時期：令和元年12月の予定)

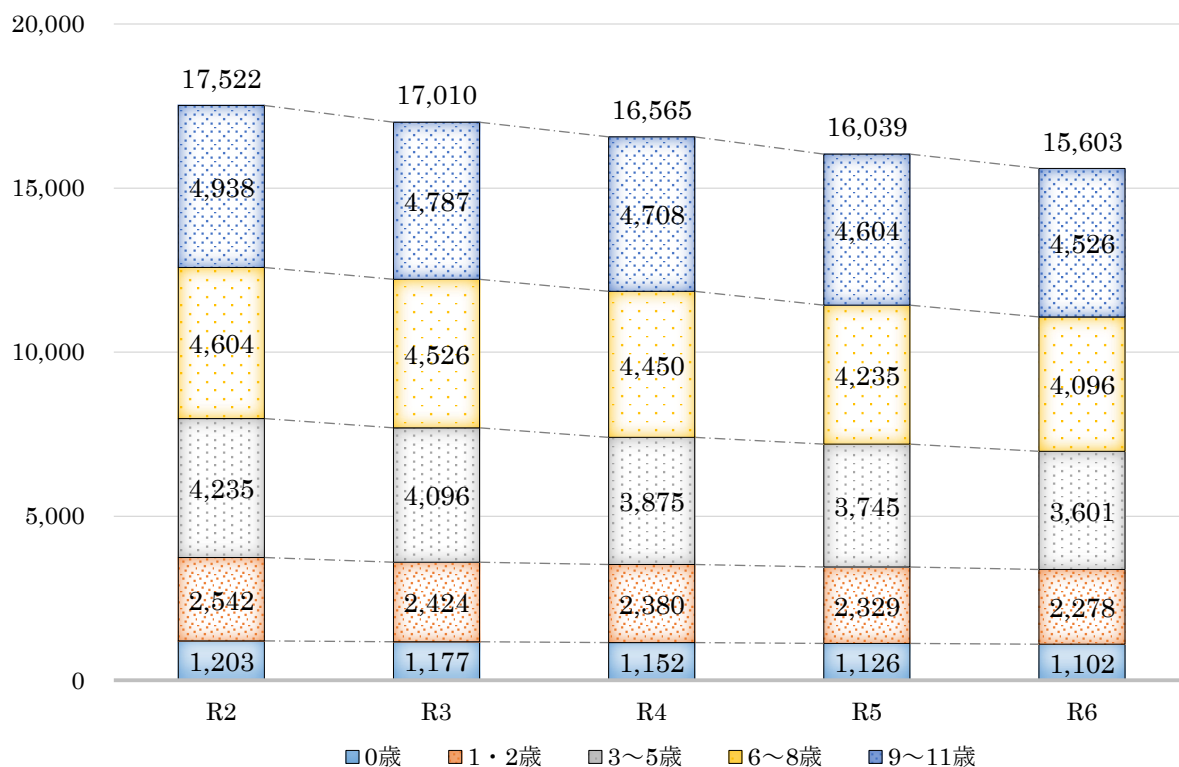
■出生数と合計特殊出生率の推移



資料：人口動態調査

■乳幼児人口及び小学生人口の推計  
(人)

※各年4月1日現在

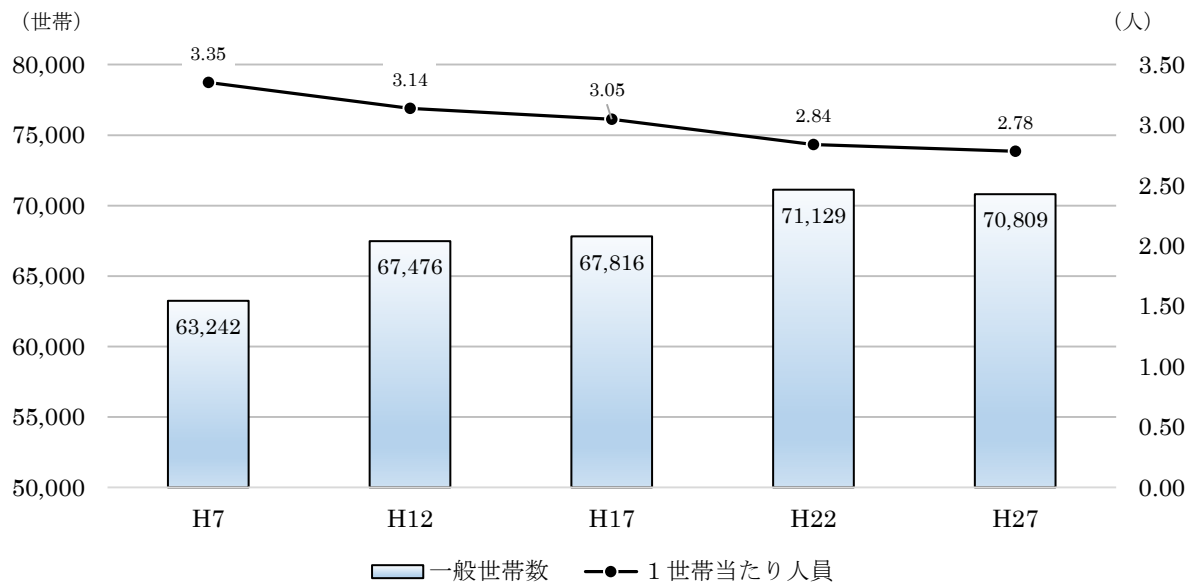


資料：上越市保育課「児童数推計値（平成31年4月1日）」

### (3) 世帯の状況

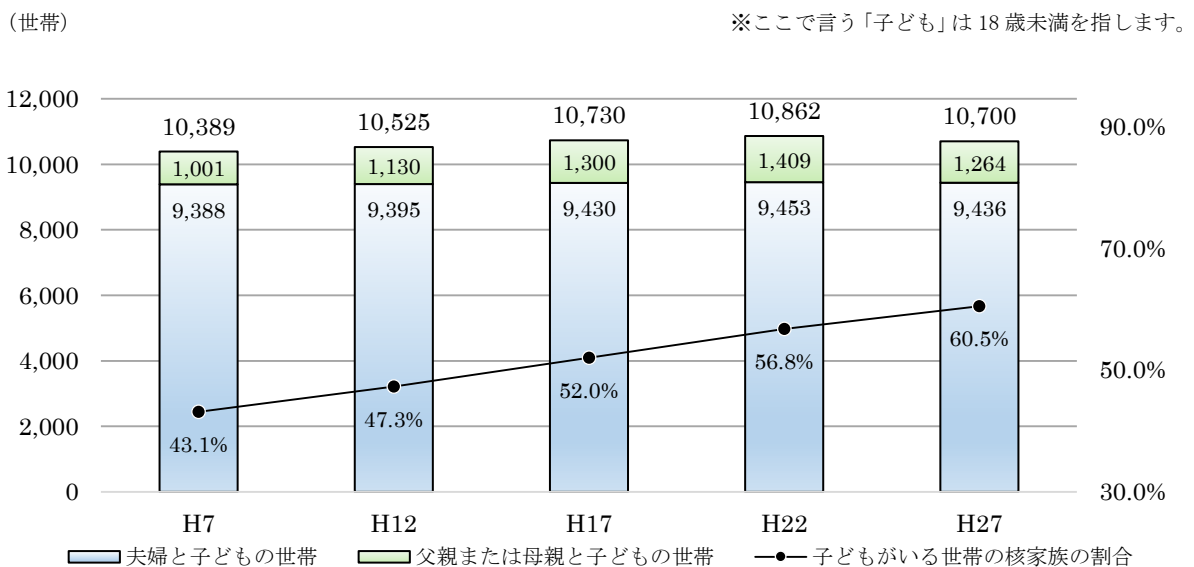
- 世帯数は、平成7年から平成27年までの20年間に於いて7,567世帯増加する一方で、1世帯当たり人員は減少が続き、平成7年には3.35人、平成27年には2.78人となっています。
- 子どもがいる核家族は、平成7年から平成20年までの20年間に於いて、子どもがいる世帯の核家族の割合が17.4ポイント増加し、子育て家庭における核家族化が進行しています。

#### ■一般世帯数と1世帯当たりの人員の推移



資料：国勢調査

#### ■子どもがいる核家族の推移



資料：国勢調査

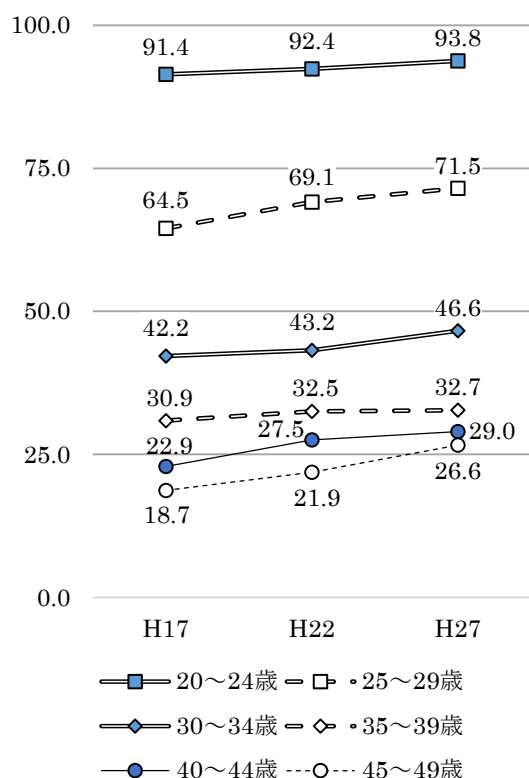


### (4) 婚姻等の状況

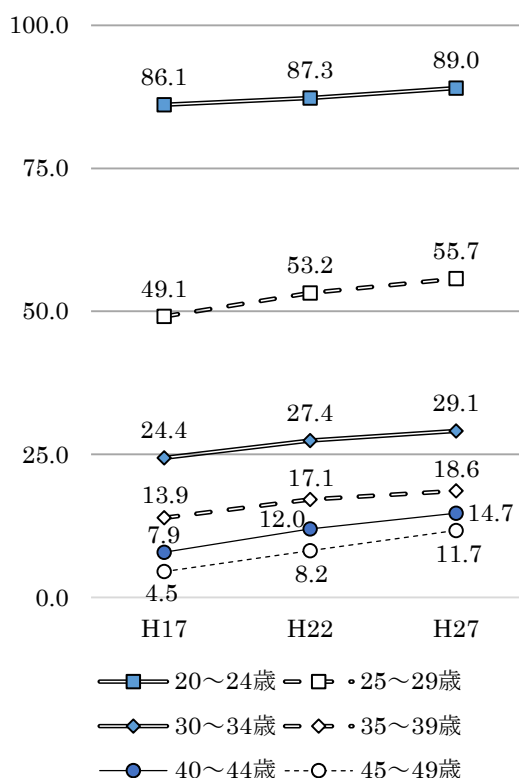
- 未婚率では全ての年齢層で女性よりも男性が高く、また両性ともに未婚化・晩婚化が進んでいます。
- 20歳代、30歳代の未婚率について、平成17年と平成27年を比べると、男性20歳代で9.4ポイント、30歳代で6.2ポイント上昇し、女性20歳代で9.5ポイント、30歳代で9.4ポイント上昇しています。

#### ■未婚率の推移

【男性】



【女性】



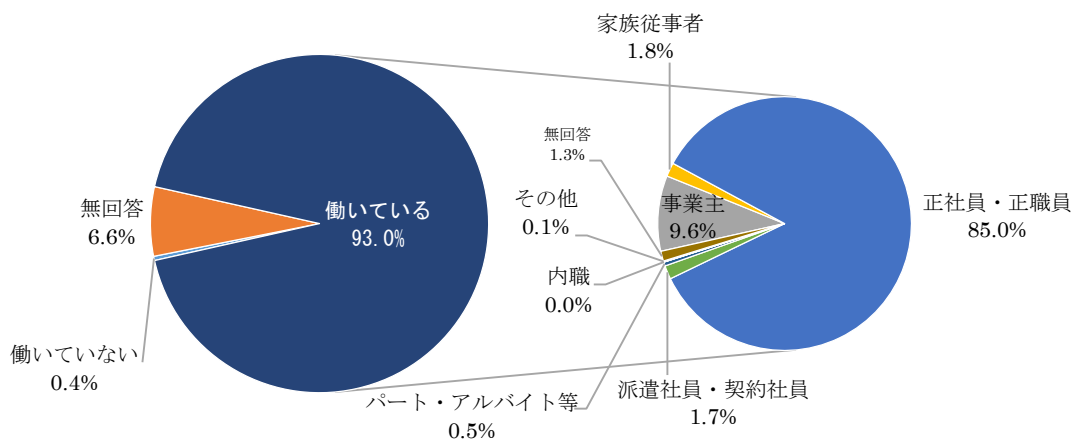
資料：上越市統計要覧

### (5) 保護者の就労状況等

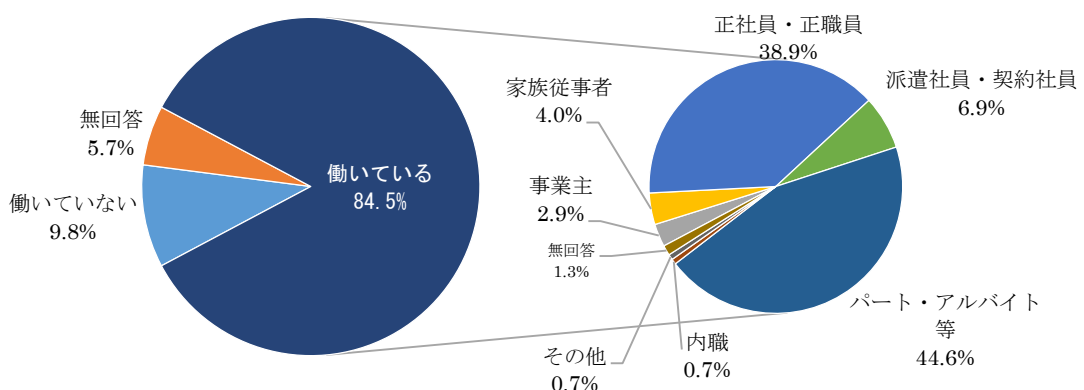
- 保護者の就労状況について、父親では「働いている」が93.0%で、勤務形態では「正社員・正職員」が85.0%で最も多く、次いで「事業主」が9.6%でした。母親では「働いている」が84.5%で、勤務形態では「パート・アルバイト等」が44.6%で最も多く、次いで「正社員・正職員」が38.9%でした。
- 女性の労働力率<sup>\*1</sup>について、平成17年から平成27年までの変化を見ると、15歳から24歳までの年齢層及び45歳から49歳までの年齢層を除いた年齢層において、労働力率が上昇しています。
- また、30歳から34歳までの年齢層を谷とした「M字カーブ<sup>\*2</sup>」については、年々緩やかになっています。
- 仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることは「子どもの迎えの時刻に合わせて、仕事を切り上げなければならない」が49.7%で最も高く、次いで「子どもにかかわる行事が多く、仕事を休まなければならない」が49.3%、「子どもと接する時間が少ない」が42.4%でした。

#### ■保護者の就労状況

(父親)



(母親)



資料：上越市子どもの生活実態に関するアンケート調査結果

■女性の年齢階級別労働力率の推移

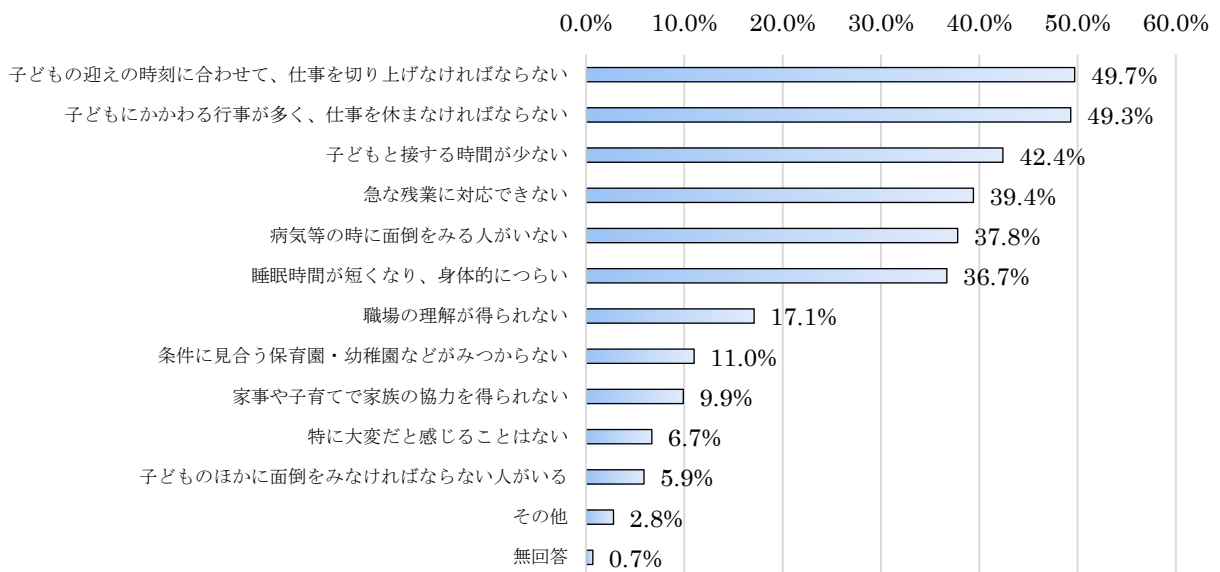


資料：国勢調査

※1 労働力率 15歳以上の人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

※2 M字カーブ 女性の労働力率において、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという特徴を示したものの

■仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること

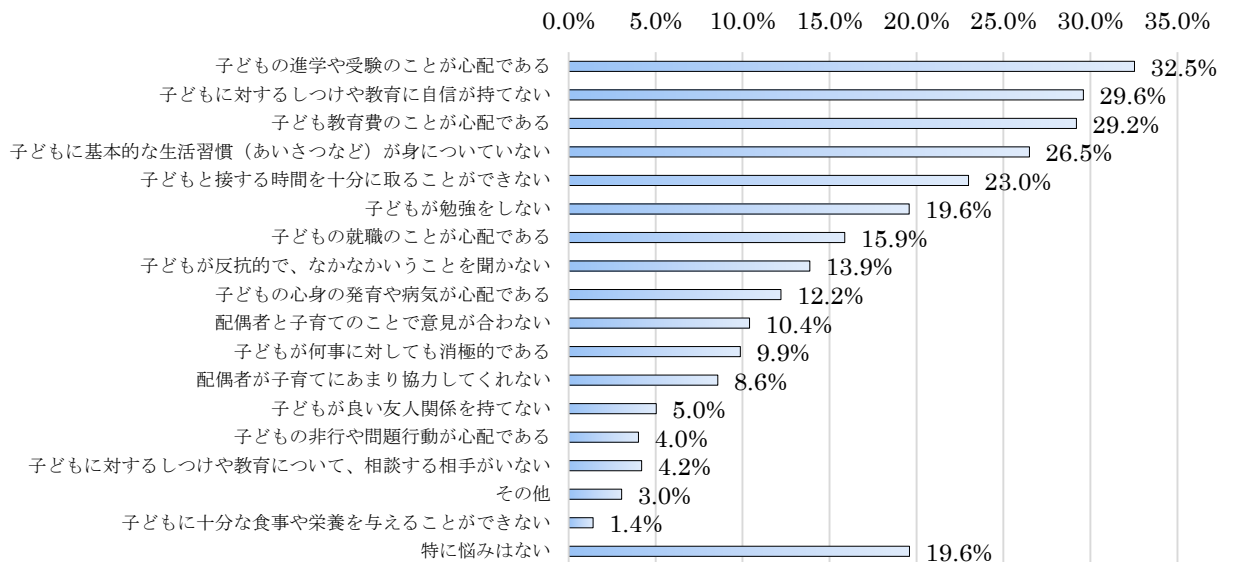


資料：上越市若者世代・子育て世代の市民アンケート調査報告書（令和元年9月）

(6) 保護者の悩みと相談相手

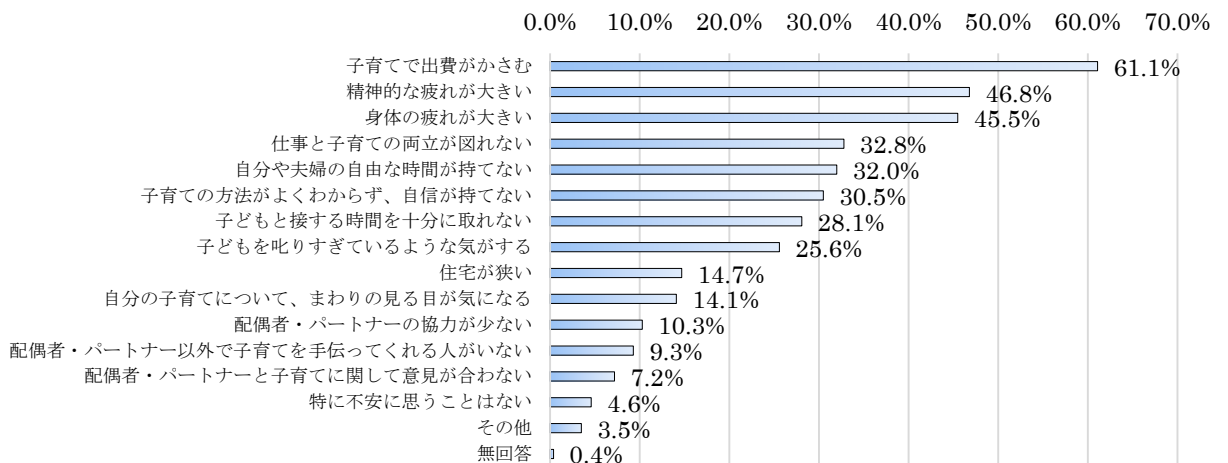
- 保護者が抱える子どもへの悩みについて、「子どもの進学や受験のことが心配である」が32.5%で最も高く、次いで「子どもに対するしつけや教育に自信が持てない」が29.6%、「子どもの教育費のことが心配である」が29.2%でした。
- 子育てをする上で、特に不安に思っていることなどについては、「子育てで出費がかさむ」が61.1%で最も高く、次いで「精神的な疲れが大きい」が46.8%、「身体の疲れが大きい」が45.5%でした。
- 相談相手は、「配偶者（元配偶者）」が64.8%で最も多く、次いで「親などの親族」が31.4%でした。「幼稚園・保育園の先生」、「学校の先生」、「同じ立場の人」、「相談する人はいない」が2%台とほぼ同率でした。

■子どもについて、現在悩んでいること



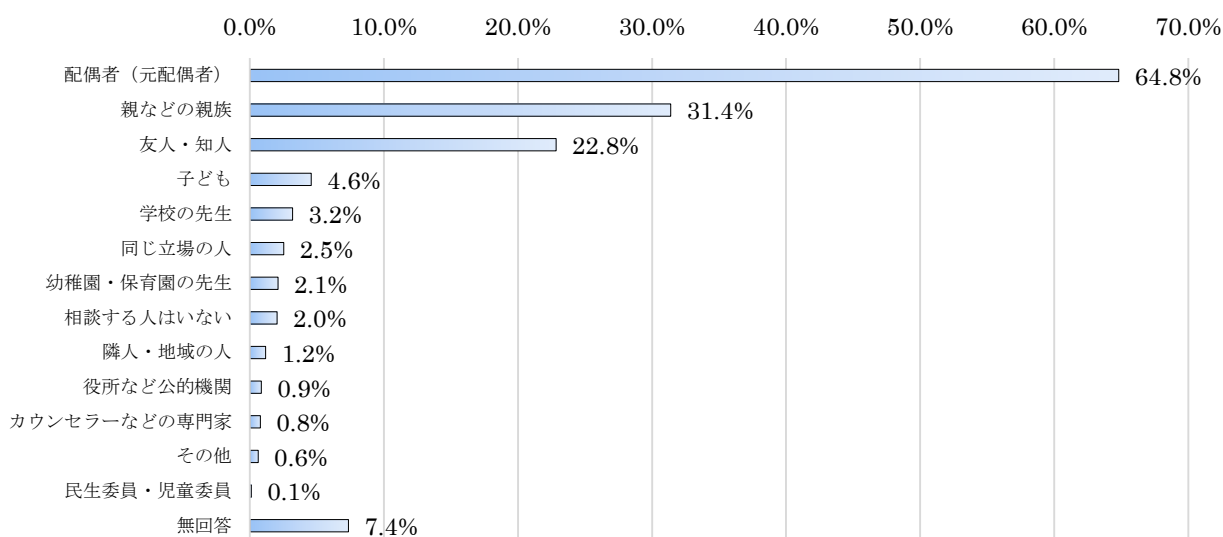
資料：上越市子どもの生活実態に関するアンケート調査結果

■子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいること



資料：上越市若者世代・子育て世代の市民アンケート調査報告書（令和元年9月）

■困ったときの相談相手

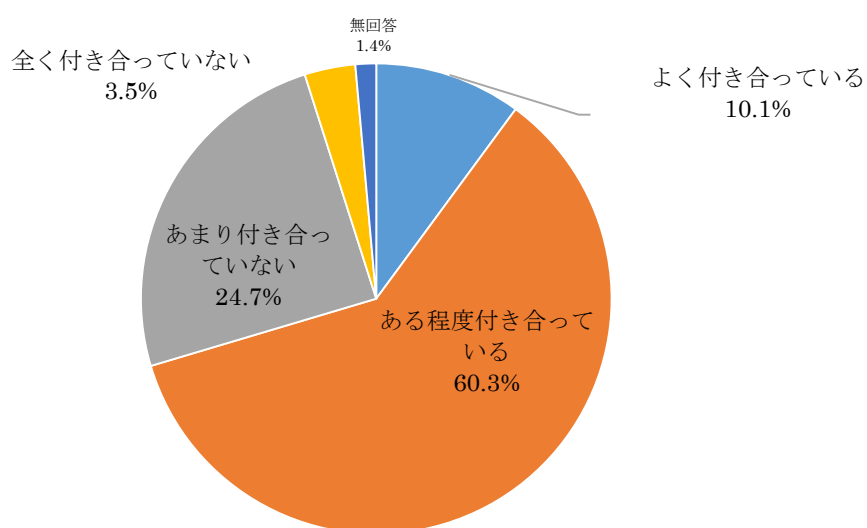


資料：上越市子どもの生活実態に関するアンケート調査結果

（7）地域での関わり等

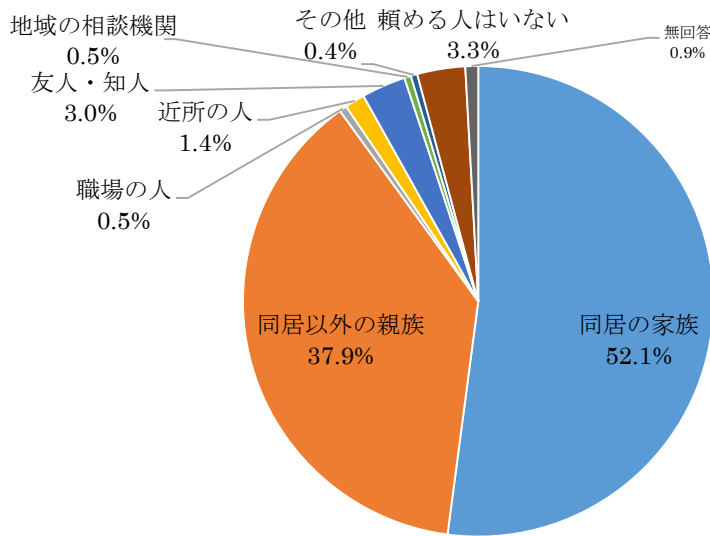
- 地域での付き合いについて、「良く付き合っている」が 10.1%、「ある程度付き合っている」が 60.3%で、子育て家庭の 7 割程度が地域と関わりを持っています。
- 保護者が体調不良の際に、身の回りに子どもの世話を頼める人がいるかの設問では「同居の家族」が 52.1%で最も高く、次いで「同居以外の親族」が 37.9%でした。「友人・知人」と「頼める人はいない」が 3%台でした。

■地域での付き合いについて



資料：上越市子どもの生活実態に関するアンケート調査結果

■身の回りに子どもの世話を頼める人いるかどうかについて

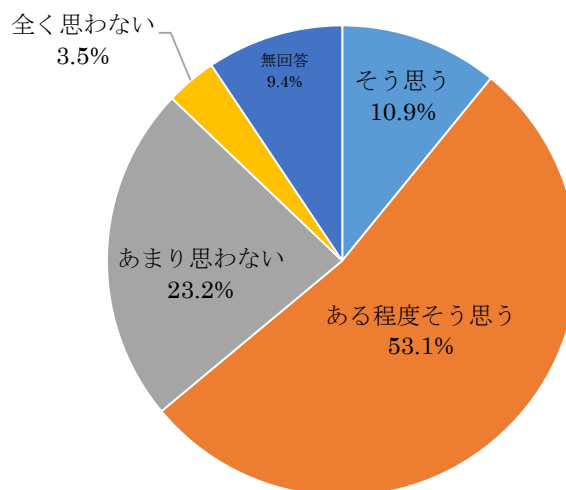


資料：上越市子どもの生活実態に関するアンケート調査結果  
 (当設問は複数回答形式につき、百分率に加工し表示)

(8) 子育て環境等

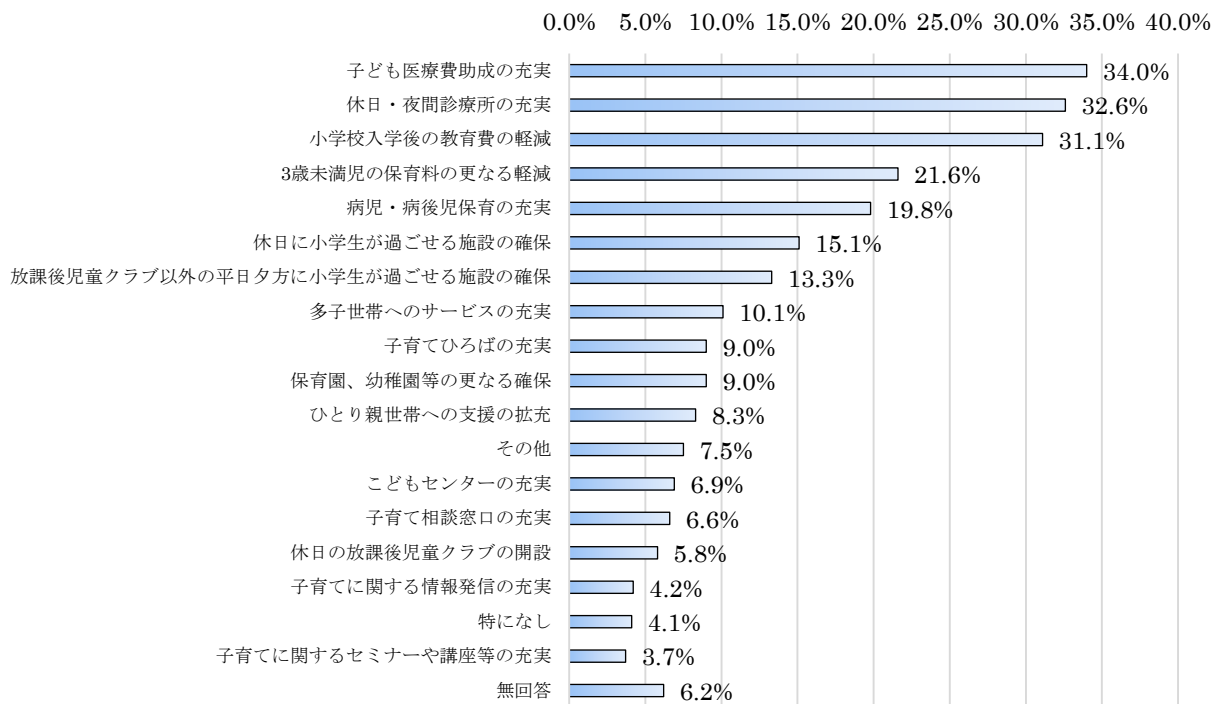
- 出産や子育てのしやすさについて、「そう思う」が 10.9%、「ある程度そう思う」が 53.1%で「出産や子育てのしやすさ」を感じている割合は 64.0%でした。
- 子育て環境の充実のために、今後さらに取組を強化してほしいこととして、「子ども医療費助成の充実」が 34.0%で最も多く、次いで、「休日・夜間診療所の充実」が 32.6%、「小学校入学後の教育費の軽減」が 31.1%と続きました。

■出産や子育てのしやすさについて



資料：上越市人口減少に関する市民アンケート調査報告書（令和元年9月）

■子育て環境の充実のために、今後さらに取組を強化してほしいこと

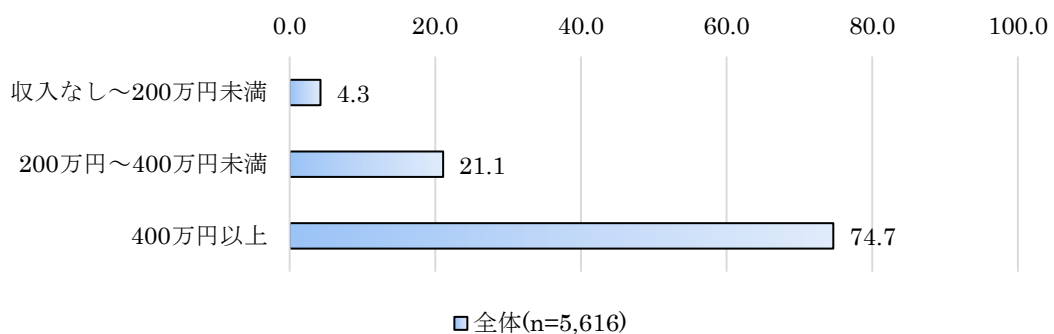


資料：上越市若者世代・子育て世代の市民アンケート調査報告書（令和元年9月）

（9）経済的状況について

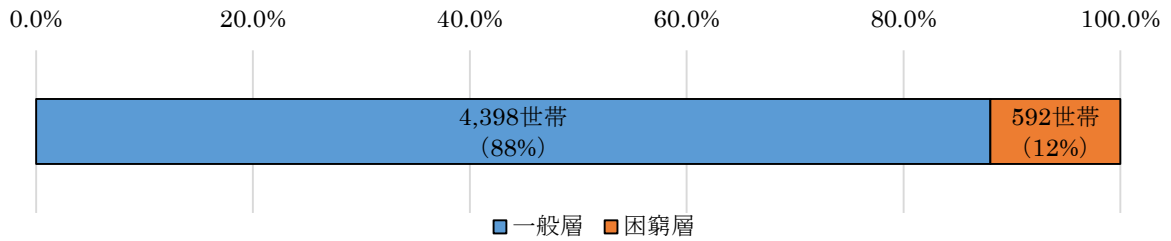
- 子育て家庭の経済的状況について、平成29年中における世帯当たりの構成員全員の年収は「200万円未満」が約4%、「200万円以上400万円未満」の世帯が約21%、「400万円以上」の世帯が約75%に大別されます。
- また、世帯人数ごとに定めた「困窮層該当年収」の基準から、「一般層」と「困窮層」に区分すると、全体の88%が「一般層」、12%が「困窮層」となりました。
- 困窮層では、年収「200万円以上300万円未満」の世帯が最も多く約45%で、次いで「200万円未満」の世帯が約36%でした。また、全体のおよそ8割が年収「300万円未満」の世帯でした。

■平成29年中における世帯当たりの構成員全員の年収について（「無回答」を除いた百分率を表示）



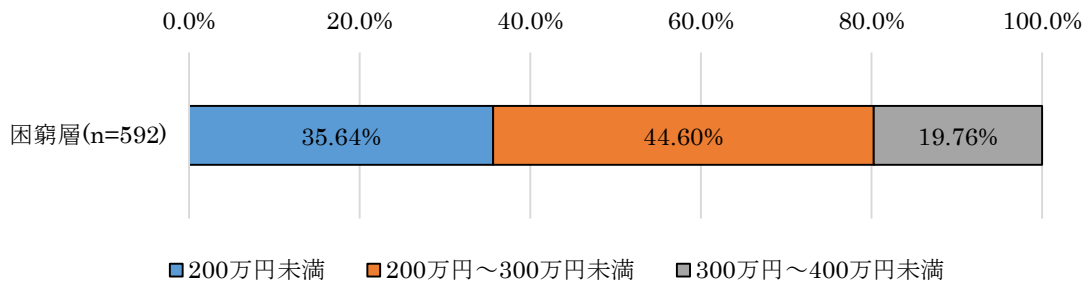
資料：上越市子どもの生活実態に関するアンケート調査結果

■一般層・困窮層の割合（「無回答」を除いた百分率を表示）



資料：上越市子どもの生活実態に関するアンケート調査結果

■困窮層における平成29年中の世帯収入（「無回答」を除いた百分率を表示）



資料：上越市子どもの生活実態に関するアンケート調査結果

一般層・困窮層の区分について

国が公表している「平成23年度親と子の生活意識に関する調査」の「相対的貧困層の算出方法（考え方）」及び「平成28年度国民生活基礎調査」の「1世帯当たり平均所得金額」などの数値を参考に、世帯人数ごとに「困窮層該当年収」の基準を定めた上で、当該世帯の平成29年中の世帯全員の収入の合計額が基準を上回る世帯を「一般層」、下回る世帯を「困窮層」と位置付け、分析しました。

世帯人数	困窮層該当年収
2人	200万円まで
3人	250万円まで
4～5人	300万円まで
6人	350万円まで
7～8人	400万円まで

※世帯人数を問わず、400万円以上は一般層に区分

資料：上越市子どもの生活実態に関するアンケート調査結果



## 2 「子ども・子育て支援事業計画」並びに「第2期子どもの権利基本計画」の計画期間における取組と成果

当市は平成27年に「上越市子ども・子育て支援事業計画」及び「上越市第2期子どもの権利基本計画」を策定し、それぞれに基本目標等を掲げる中で、多様な施策を一体的に推進してきました。

### ■上越市子ども・子育て支援事業計画の基本目標等

#### 基本目標1 生みやすく、育てやすいまちづくり

- 【主要施策1】 母子保健の充実
- 【主要施策2】 子育てに対する経済的支援の充実
- 【主要施策3】 多様な保育サービス等の提供
- 【主要施策4】 子どもの育ち支援の充実

#### 基本目標2 こころとからだが健やかに育つまちづくり

- 【主要施策1】 地域ぐるみの子どもの健全育成の推進
- 【主要施策2】 学校教育環境の充実

#### 基本目標3 子どもと家族を大切にできるまちづくり

- 【主要施策1】 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進
- 【主要施策2】 地域で子どもや家族を大切にする意識の醸成
- 【主要施策3】 家庭と地域の子育て力の向上
- 【主要施策4】 子どもたちのためのよりよい環境づくり

### ■上越市第2期子どもの権利基本計画の基本目標等

#### 基本目標1 子どもの権利を大切にする意識づくり

- 【基本的な施策1】 子どもの権利の知識の普及と意識の啓発
- 【基本的な施策2】 子どもの権利の教育と学習の推進

#### 基本目標2 子どもの権利を大切にできる環境づくり

- 【基本的な施策3】 子どもが健やかに成長するための取組の推進
- 【基本的な施策4】 誰もが等しく権利を享受するための支援

#### 基本目標3 子どもの権利の侵害からの早期救済

- 【基本的な施策5】 虐待、いじめ、差別その他子どもの権利の侵害からの早期救済に必要な措置
- 【基本的な施策6】 相談体制の整備

## ■計画期間（平成27～31年度）における主な取組と成果

### （1）母子保健の充実（子ども・子育て支援事業計画）

母子ともに健康で安心して生活していけるよう、上越市健康増進計画に基づき、妊婦健診や乳幼児健診、予防接種などを通じて母子保健の充実に取り組んできました。

### （2）子育てに対する経済的支援の充実（子ども・子育て支援事業計画） 誰もが等しく権利を享受するための支援（子どもの権利基本計画）

安心して子どもを産み育てることのできる環境の充実を図りました。まず、医療費助成では、子ども医療費の助成対象を平成28年9月から高校卒業相当の年齢まで拡充したほか、平成30年9月からは、小学校就学前の子どもに対する医療費を完全無料化し、令和元年9月からは、妊産婦の医療費についても対象者の所得要件を撤廃し、完全無料化しました。

また、不妊治療の治療費助成について、平成28年度に回数の制限を撤廃し、助成率及び上限額を引き上げるとともに、平成30年度から助成対象治療に不育治療及び検査を追加するなど充実を図りました。

保育料では、平成30年度に、年収約470万円未満相当世帯について、第3子以降の保育料を無料としたほか、市民税所得割課税世帯の保育料を一律5%引き下げるとともに、年収約470万円未満相当の世帯の第2子の保育料の軽減を拡充したほか、ひとり親世帯の第1子の保育料を非課税世帯と同額となるよう軽減し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図りました。また、国の施策に基づき、令和元年10月からは、3歳から5歳までの幼稚園、保育園、認定こども園などの利用料を無償化しました。

経済的理由で修学が困難な生徒等の進学を支援するため、奨学金貸付事業の返還期間の延長や新たに入学準備金の貸付けを行うなど制度の拡充を行いました。

### （3）多様な保育サービス等の提供（子ども・子育て支援事業計画）

保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応するため、延長保育や一時保育、24時間受入可能なファミリーヘルプ保育園の運営、病児・病後児保育など、多様な保育サービスを提供してきました。

また、保育園の再配置等に係る計画に基づき、子どもの安全確保や保育需要への対応等の優先度を踏まえながら、公立保育園の統合・再編や民営化など、将来を見据えた保育環境の整備を進めました。

### （4）子どもの育ち支援の充実（子ども・子育て支援事業計画）

子育ての不安感や孤立感を緩和するため、「こどもセンター」と「子育てひろば」を設置し、親子の遊び場や子育て支援情報の提供、子育て相談等を行い、保護者同士の交流の場やネットワークづくりに努めてきました。

平成29年には、オーレンプラザこどもセンターを新たに設置し、子育て支援の更なる充実を図りました。

(5) **地域ぐるみの子どもの健全育成の推進** (子ども・子育て支援事業計画)

**子どもが健やかに成長するための取組の推進** (子どもの権利基本計画)

就学児を持つ保護者の就労と子育ての両立を支援するため、市内全ての小学校に放課後児童クラブを開設するとともに、特別な支援を必要とする児童の増加に対応するため、支援員の研修会を充実するなど、クラブ運営の質的向上を図りました。また、学校・家庭・地域が一体となって子どもを育む取組を推進する学校運営協議会や地域青少年育成会議の活動への支援を通じて、地域の子どもの地域全体で育てる機運を一層醸成しました。

また、子どもたちの豊かな人間性を育むため、市内の小学生を対象に地域資源や人材を活用した「謙信KIDSプロジェクト」や公民館の一室を開放し、子どもたちが気軽に過ごすことができる「夏休み☆子どもつどいのひろば」を実施し、多様な体験活動を推進しました。

(6) **学校教育環境の充実** (子ども・子育て支援事業計画)

子どもたちにとって安全なより良い学習環境を整えるため、学校施設の耐震化や改修工事、普通教室へのエアコン設置工事等を行いました。

また、特別な支援を必要とする児童・生徒に必ず教育補助員を配置し、きめ細かく対応するとともに、学習意欲の向上や学習内容の定着を図ったほか、介護員を配置し、介護の必要な児童・生徒の学習環境を整えました。

(7) **男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進** (子ども・子育て支援事業計画)

男女共同参画の意識を醸成するため、情報紙等による啓発活動のほか、仕事と家庭生活の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスの実現に向け、働く人や事業者に向けたセミナーを開催し意識啓発に取り組みました。

(8) **地域で子どもや家族を大切にす意識の醸成** (子ども・子育て支援事業計画)

子どもの権利に関する意識を高める取組のほか、父子手帳の配布により子どもや妊産婦を大切にす意識づくりに取り組みました。

(9) **家庭と地域の子育て力の向上** (子ども・子育て支援事業計画)

子育て世帯の育児負担の軽減を図るとともに、仕事と育児の両立を支援するため、ファミリーサポートセンター運営事業では、育児を援助したい「提供会員」を増やし、育児を援助してほしい「依頼会員」のニーズに見合った援助を提供しました。

(10) **子どもたちのためのよりよい環境づくり** (子ども・子育て支援事業計画)

**子どもが健やかに成長するための取組の推進** (子どもの権利基本計画)

安全で安心な地域社会の実現に向けて、警察や防犯協会、交通安全協会などの関係機関・団体と連携して、下校時にあわせたパトロールや不審者情報・交通安全情報をメールで配信したほか、子どもを対象とした防犯教室や交通安全教室を実施しました。

(11) **子どもの権利の知識の普及と意識の啓発**（子どもの権利基本計画）**子どもの権利の教育と学習の推進**（子どもの権利基本計画）

子どもの権利について、市民を対象とした講座の開催やチラシなどによる啓発活動のほか、子ども自身が正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動を身につけるため、公立全小中学校のすべての学年において、子どもの権利学習テキスト「えがお」を用いた学習に継続して取り組みました。

(12) **虐待、いじめ、差別その他子どもの権利の侵害からの早期救済に必要な措置**（子どもの権利基本計画）

児童虐待の早期発見、早期支援、早期改善に向けた取組を、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携しながら行うとともに、特定妊婦や発育・発達に課題のある子どものいる家庭への支援など、児童虐待を未然に防ぐ予防啓発活動に取り組みました。

いじめの防止では、いじめ防止対策を一層推進していくため、「上越市いじめ防止基本方針」を地域や学校の実情に応じた内容に見直すとともに、上越市いじめ問題対策連絡協議会及び専門委員会において、各所属団体におけるいじめ防止等に関する取組の情報を共有したほか、学校、家庭、地域との連携の強化に取り組みました。

また、市内全中学校区で、小・中学校が連携した「いじめ見逃しゼロスクール集会」を実施し、いじめをしない・許さない風土を学校内に醸成する取組を行うとともに、その取組と関連付けて規範意識やモラルを高める指導を道徳科授業や学級活動の時間に行い、安全・安心な学校づくりを推進しました。

(13) **相談体制の整備**（子どもの権利基本計画）

子どもの育ちに関する包括的なワンストップの相談窓口として、すこやかに暮らし包括支援センターにおいて、教育委員会や関係機関等との連携の下で、各種制度の狭間にいる人や、複合的な課題を抱える世帯に対する継続的かつ包括的な相談支援を行いました。

こども発達支援センターでは、すこやかに暮らし包括支援センターや保育園、教育委員会と連携し、支援が必要な児童への早期の療育支援に取り組んだほか、子どもの育ちに不安を感じる保護者の不安等の解消に努めました。

教育相談・生徒指導では、学校訪問カウンセラーによる各校への訪問や電話相談「子どもほっとライン」の24時間・年中無休での開設、教育相談所における電話・来所相談などを通じて、児童生徒や保護者等が抱える問題や悩みなどの情報の早期把握と、解決に向けた助言や支援を行いました。

また、「じょうえつあんしんサポートチーム（JAST）」による学校での解決が困難なケースへの対応や、不登校や不適應などの問題を抱えた児童生徒に対応する適応指導教室の運用、生徒指導支援員の配置等を通じて、学校や児童生徒に関わる様々な問題の早期解決と支援に取り組みました。